

「これくらいなら大丈夫・・・」「遊びのつもりで・・・」

ぜっ たい
絶対ダメ!!

ここに
心にブレーキをかけよう



まん び ぼう し あい こと ば
**万引き防止の合言葉を
覚えておこう**

まん び
万引きをしない させない みのがさない

「『万引きをしよう』と誘われた。どうしたらいい？」
「万引きしている友達がいるんだけど・・・」
「以前、万引きしたことがあるけど、今も気になって・・・」
「周りに相談できる人がいないときや相談しづらいときは、
一人で悩まず、電話してください。名前を言わなくても相談できます。」



そう だん さき いち らん
相談先一覧

●ヤング・テレホン・コーナー(警視庁少年相談室)

☎03-3580-4970 24時間

未成年の皆さんの相談、ご家族や学校等の関係者の方々からも受け付けています。

●東京都児童相談センターよいこに電話相談

☎03-3366-4152 9:00～21:00(土・日・祝日は17:00まで)

18歳未満の子供に関する様々な相談を受けています。子供でも大人でも、誰でも相談できます。

●東京都教育相談センター電話相談

☎0120-53-8288 24時間 365日受付

幼児から高校生相当年齢までの子供に関する電話相談を行います。

このリーフレットに関するお問合せは、東京都 ☎03-5388-2747

●万引きするとどうなるのでしょうか?の答え…①②③④全部。その人はコミック代だけでなく、
全部で7万2,480円を支払うことになった。
●考えてみよう①の答え
1冊売ると400円-310円=90円。万引きされた場合は310円の損だから、
310円÷90円=3.4冊以上が必要。実際には4冊売らないと万引きされた分を補えない。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

まん び
万引きは
ぜっ たい
絶対ダメ



あんぜんあんしん すいしん
安全安心を推進するマスコットキャラクター
みまもりいぬ

と 都 HP から、リーフレットを画面上で見ることができます。

まん び ぼう し けい はつ
万引き防止啓発リーフレット



とうきょうと
東京都

し めい
氏名



万引きは「窃盗罪」という犯罪です

万引きは、代金を支払わずに商品を持ち出す**犯罪行為**です。刑法235条の**窃盗罪**にあたり、**10年**以下の**懲役**または**50万円以下の罰金**が科せられる重大な犯罪です。※令和7年6月から懲役刑は拘禁刑へ変わります。万引きがあった場合、お店より警察に通報があります。その場で捕まらなくても、防犯カメラなどにより万引きしたことが証明されれば、後からでも警察に呼び出され、詳しく取り調べをされます。また、学校に連絡が行き、家族も呼び出され、盗んだ分の代金は弁償することになります。

万引きをしたときにどうなるか？

書店でコミック3冊(1,170円)を万引きして警察に捕まった人に対し、書店が損害賠償を求めました。次のうち、請求できるものはどれでしょう。
(□に✓を記入)

- ① ☐ 万引きした人が、過去にそのお店で盗んだすべての代金
- ② ☐ お店がその人を捕まえるために監視する人を雇った費用
- ③ ☐ お店が防犯ミラーを設置するための費用
- ④ ☐ お店が警察官に説明をしている間に、営業できなかった分の利益

損害賠償

人に傷つけられたり、迷惑をかけられたりした時に相手に対して裁判でお金を請求できるんだよ。

(答えは最後のページにあります。)

「万引きが見つからなかったら…」

万引きを「見つからなかったから」などの理由でくり返すと、ルールを守ろうとする意識が低下し、万引きの常習化につながるとともに、重大な犯罪にエスカレートする可能性があります。万引きは、見つからなければ大丈夫ではありません。くり返していくうちに必ず見つかり、捕まります。



考えてみよう ①

1冊400円のコミックが万引きされました。書店は310円で仕入れたとすると、同じコミックを何冊売れば損失を取り戻すことができるでしょうか？(答えは最後のページにあります。)

答え ()冊以上



私は父親の代から書店を営んでいました。しかし、万引き被害が後を絶たず、経営が成り立たなくなったので閉店することになりました。本当に悔しいです…。



何度も万引きをされて、生活ができなくなり、閉店しなければならなくなった人もいます。万引きはお店の方々の人生をおびやかすものなんだよ。

考えてみよう ②

万引きに誘われたら…

ある日の塾からの帰り道、Aは、いつものようにBとCと一緒に歩いていた。Bは「人気のカードが今日発売される日なんだけど、簡単に万引きできるコンビニがあるんだ。これから一緒に行かないか。」と言った。Cは、「おれが見張りをするから、Aはついでにお菓子をってきてよ。」とAに言った。Aは、突然だったのでびっくりして立ち止まった。そのとき、Bから、「Aは、度胸がないからできないのか?!」と言われた。



Aは、この後どうしたらよいと思いますか？自分の考えをグループ内で紹介しましょう。

- ①断りにくい理由として、どのようなことがありますか。□に✓チェックを入れてみましょう。
- ☐ 仲間はずれにされたくない ☐ 臆病者だと思われたくない ☐ 友達の口調が強くて怖かった ☐ その他()

やってみよう

②どのような断り方をすればよいか、セリフを考えてみましょう。

C「ついでにってきてよ」 B「度胸がないからできないのか?!」

A「

_____」

この例で、もしBやAが本当に万引きしてしまったら、見張りをするだけのCも犯罪をしたことになるんだよ。また、友達に盗んでくるよう頼んだだけでも犯罪をしたことになるよ。

「万引きは犯罪だよ。」「やめようよ。」「できないよ。」など、犯罪をしない、させない、みのがさない強い心で断ることが大切だよ。それでも断れないときは、「ちょっと待って」と言って家族や先生に相談しよう。



万引きだけでなく、このようなことも犯罪にあたる行為です

- ①万引きされたものだと知っていて、もらったり、買ったりする。【盗品等無(有)償譲受け罪】
- ②万引きされたものだと知っていて、お店やネットオークション、フリマアプリなどで売る。【盗品等無(有)償譲受け罪】
- ③友達の傘を勝手に持っていき、ずっと使っている。【窃盗罪】
- ④自動販売機や道で拾ったお金で買い物をする。【遺失物等横領罪】

※インターネットやSNS等で中学生も対象に募集するアルバイトは、「闇バイト」で犯罪の可能性が高いです。やりとりする前に、必ず大人に相談しましょう。

